

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ゲオホールディングス			コード	2681		
提出日	2025/6/6		異動（予定）日	2025/6/26			
独立役員届出書の提出理由	定期株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	荻野恒久	社外取締役	○													○	有
2	安田加奈	社外取締役	○													○	有
3	堀江容子	社外取締役	○													○	有
4	小宮山太	社外取締役	○													○	有
5	太田裕之	社外取締役	○													○	有
6	服部真也	社外取締役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		荻野氏は、会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
2		安田氏は、会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献してきたことから、社外取締役に選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3		堀江氏は、会計・税務の専門家としての海外駐在を含む経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、社外取締役として適任であると判断し、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4		小宮山氏は、会計・税務の専門家としての経験及び幅広い見識を有し、当社の経営判断・執行に客観的、中立的な立場で監査・監督、及び助言が期待できることから監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
5		太田氏は、警察庁の要職を歴任された豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営判断・執行に客観的、中立的な立場で監査・監督、及び助言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
6		服部氏は、弁護士の資格を有しており、当社の経営判断・執行に対し客観的かつ中立的な立場で高度な法的見地をもって監査・監督、及び助言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。